

新型コロナウイルス感染症対策の強化

資料3

- ①外出のさらなる自粛をお願い
- ②県外との往来の自粛
- ③集団生活を行っている施設へのお願い
- ④特定警戒都道府県から帰省された方、転勤された方へのお願い
- ⑤学校の休業
- ⑥医療提供体制の強化
- ⑦県庁の体制強化

①外出のさらなる自粛をお願い

1. 「3つの密」が重なる場所への外出自粛
 - ・特に、接客を伴う飲食店等の利用は厳に自粛
2. 発熱等、体調が優れない場合の外出自粛
3. 生活維持・健康維持のための外出
 - ・家族での買い物
4. 今日、どうしても必要ではない外出の自粛

②県外との往来の自粛

1. 県外との不要不急の往来の自粛
2. 県外からの訪問客の受入れの自粛
3. できる限りテレワーク等の活用
4. 対象地域への通院

③集団生活を行っている施設へのお願い

1. 感染防止対策と健康観察
2. 食事の提供方法
3. 発熱等の症状が出た場合、保健所への相談・連絡
4. 施設での面会

④ 特定警戒都道府県から帰省された方、 転勤された方へのお願い

1. 2週間の自宅待機と連絡ダイヤルへの連絡をお願い

◎県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル
電 話 073-441-2170
FAX 073-431-1800

(インターネットでも登録可)

<https://shinsei.pref.wakayama.jp/Z48m6Uw4>

2. ご近所の方へのお願い

⑤学校の休業

1. 県立学校の臨時休業

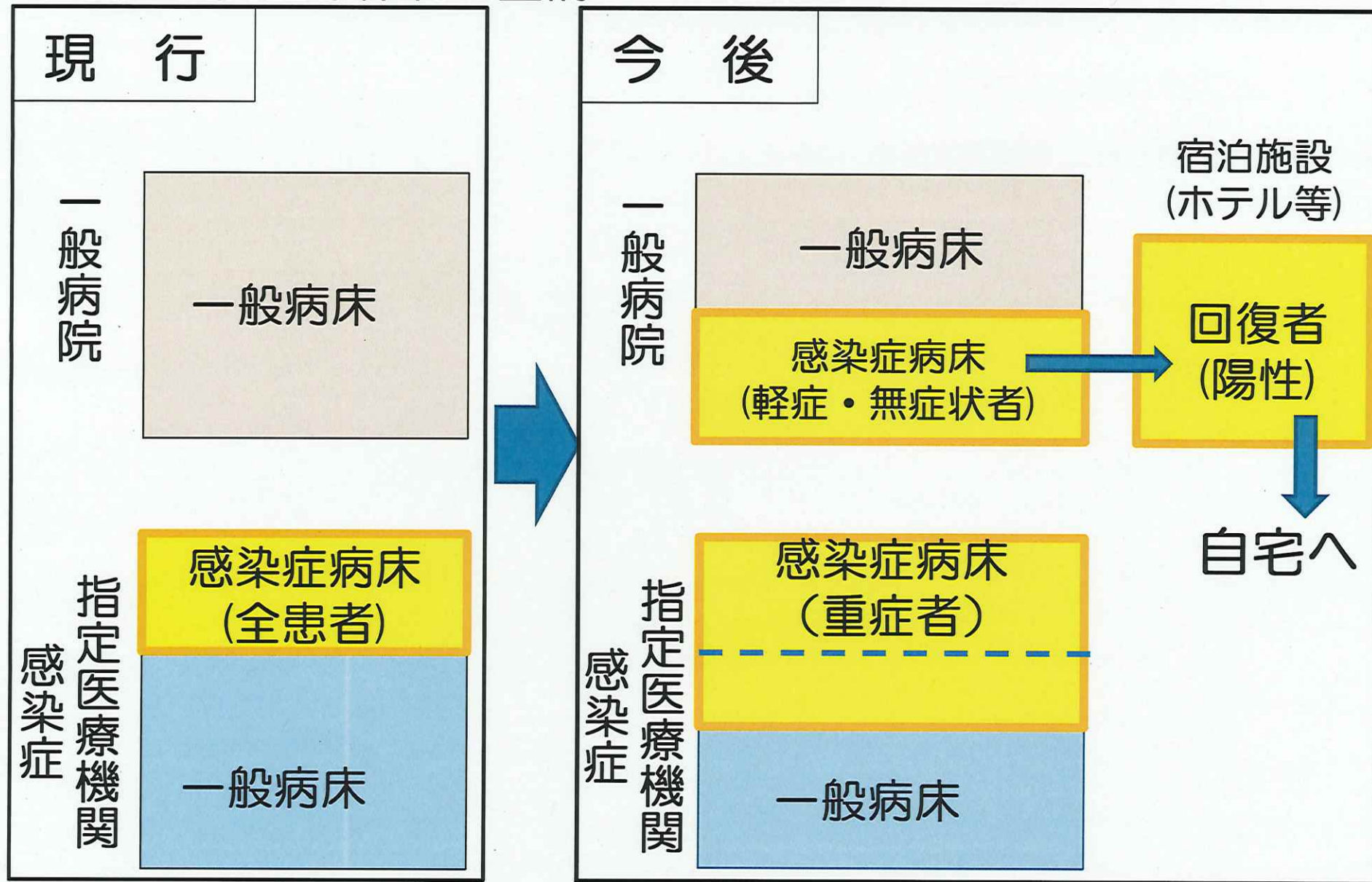
東牟婁地域の4校を除き、5月6日
まで、臨時休業を延長。

2. 市町村等への要請

上記と同様の措置を要請

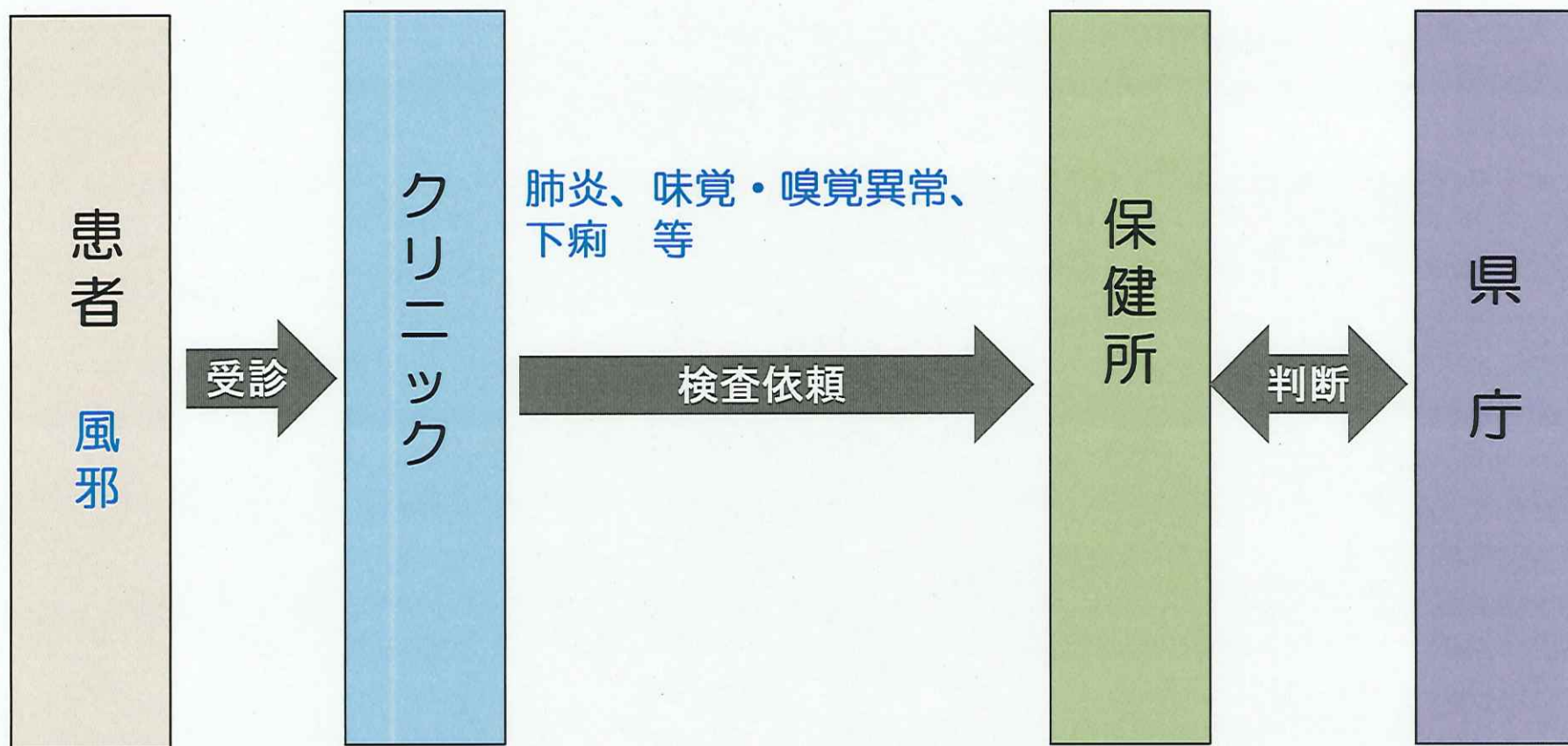
⑥医療提供体制の強化

今後の入院医療体制の整備



新型コロナの早期発見システム

陽性率
2.4%



⑦県庁の体制強化

1. テレワークの推進
2. 大阪から通勤する職員は在宅勤務を織り交ぜた勤務
3. 感染リスクを考えた県有施設の対応
4. 福祉保健部健康推進課、環境衛生研究センター
の増員
5. 県保健所を振興局が応援

< 支援制度のご案内 >

【個人向け】

【事業者向け】

相談内容	お問合せ先	開設時間
<p>◆生活福祉資金の特例貸付</p>	<p>県 社会福祉協議会 073-435-5223</p> <p>受付はお住まいの市町村の 社会福祉協議会</p>	<p>9:00~17:45 (月)~(金) ※祝日を除く</p> <p>※市町村社協は 窓口により異なる</p>
<p>◆中小企業融資制度</p>	<p>県 商工振興課 073-441-2744</p>	<p>9:00~17:45 (月)~(金) ※祝日を除く</p>